

平成30年度 法人本部事業計画

1, はじめに

〈 成り立ち 〉

光が丘学園は、1960年（昭和35年）市内明了寺において、藤波住職、戸田児童相談所長、吉田英治氏、高橋杉郎氏が集い、不遇な要保護児童の実態を考慮し、恵まれない児童を救済するため、空知に唯一の養護施設設立の必要性に言及した。当時、石炭産業の最盛期を迎え要保護児童の増加に心を痛め、長きにわたり、補導員、保護司、調停委員などに携わっていた創立者の高橋杉郎氏が、私財を投じられ、1963年（昭和38年）現在地に、養護施設「光が丘学園」を設立され、ご夫婦ともども恵まれない子どもたちの救済のため力をそそがれた。創立の精神は「常に祖先に合掌し感謝を忘れず社会に役に立つ人」であり、その精神は「生きる知恵」「思いやる心」「たくましい体」として継承されている。

〈 法人と施設の役割 〉

社会福祉法人「光が丘学園」は、社会福祉事業を目的に設立され公的に認知された法人であり、その役割は、児童の意向を踏まえ多様な福祉サービスを総合的に提供することより、児童一人ひとりの尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに成長を支援することであり、提供されるサービス内容は、良質で適切でなければならない。また、法人は社会的存在として、時代の要請に応え社会の厚い信頼を得る責任を担っている。

法人は、以上の内容を踏まえ、第一種社会福祉事業として、児童養護施設「光が丘学園」を、第二種社会福祉事業として「光が丘子ども家庭支援センター」を北海道の認可を得て設置しており、これらの事業を、効果的、適正に実施するため、経営基盤の強化を図るとともに、常に、福祉サービスの質の向上と法人の透明性の確保が求められている。

(『日本国憲法』『社会福祉法』)

児童養護施設「光が丘学園」は「児童福祉法」第41条に定められた「児童養護施設」であり、「児童憲章」に「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と示されているように、予知できない災害や事故、親の離婚や病気、不適切な養育など様々な事情により、家庭による養育が困難な児童を保護者に代わって養育し自立を支援する施設である。

(『児童憲章』『児童福祉法』)

2、 事業方針

当法人が、第一種社会福祉事業として実施する、児童養護施設「光が丘学園」並び

に、第二種社会福祉事業として実施する「光が丘子ども家庭支援センター」の運営に関する重要事項については、社会福祉法人「光が丘学園」定款規定により、すべて理事会の議決を得て実施する。

児童養護施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部改正により、平成24年4月1日から社会福祉法人及び児童養護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ることが義務づけられた。光が丘学園も、平成26年度に続き、平成29年11月3、4日に第三者評価を実施した。その結果は、平成30年4月以降ホームページに於いて公表する。今後も、社会福祉法人の果たすべき役割を明確にし、その責務を果たすべく研鑽を重ね、法人運営の適正化及び活性化を図る。

平成24年10月、「社会的養護専門委員会」において、社会的養護の課題と将来像への取り組みとして、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」がまとめられた。より家庭に近い生活を保障することを目的とした、社会的養護の推進、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などの推進が示された。そして、具体的な設定目標として平成41年までに「施設養護、グループホーム、里親等」を三分の一ずつにするという達成目標が掲げられた。

また、平成28年4月1日施行された社会福祉法人制度の改革を踏まえて、経営管

理体制の強化及び事業運営の透明性の向上を図り、地域における公益的取り組みを果たすべく努力し、再投下財産額を明確化した上で社会福祉事業の拡充に係る措置として4対1配置にたいする予算措置が決定したことにより、最低基準の引き上げによる人材確保及び職員待遇改善に対する取り組みを行っていく。

措置から契約への移行など、福祉サービスの提供のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人において、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々なニーズに対応していくことが求められた改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行された。その中で求められている高い公益性・非営利性を担保するために、今後も社会福祉法人自らが、自立的で適正な運営を確保するため、法人組織のガバナンスの強化、財務規律の強化並びに経営情報といった財務諸表の公開、地域における公益的な取り組みを、今後も積極的に推進していく。

平成29年8月、権利の主体が子供であること、家庭的養育優先の理念、代替養育としては、永続的解決としての養子縁組、里親（10年以内に50パーセントをめざす）が主体となる「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられた。そして、「できるだけ良好な家庭的環境」である施設としては、10年以内をめどに小規模化、地域分散化を目指すこととされた。こうした国の動向、改築してから34年を経過した施設の老朽化や土地の貸借の問題等を考慮した今後の光が丘学園のあり方、家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」を視野に見据えながら、施設の改築に向けた組織的な論議を積み上げていく必

要がある。

(1) 評議員会、理事会、監事監査の開催予定

第1回 理事会・・・・・・・・平成30年5月24日（木）予定

- ・ 事業報告
- ・ 決算報告
- ・ 監事監査報告

定時 評議員会・・・・・・・・平成30年6月14日（木）予定

- ・ 事業報告
- ・ 決算報告
- ・ 監事監査報告
- ・ 理事、監事の承認

第2回 理事会・・・・・・・・平成30年6月14日（木）予定

- ・ 第1次補正予算
- ・ 学園状況

第3回 理事会・・・・・・・・平成30年12月予定

- ・ 学園状況

第4回 理事会・・・・・・・・平成31年3月予定

- ・ 第2次補正予算
- ・ 平成31年度事業計画及び予算
- ・ 学園状況

第1回 評議員会・・・・・・・・平成31年3月予定

- ・ 第2次補正予算
- ・ 平成31年度事業計画及び予算
- ・ 学園状況

(2) 各種研修会への参加

- ① 北海道社会福祉協議会主催 法人役員専門研修会
- ② その他 法人研修会への参加